

令和8年度事業計画書

自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

一般社団法人 日本レコード協会

令和8年3月27日

目 次

[1] レコード等の普及に関すること	1~2
1. 「音楽 CD の再販制度」の維持と弾力運用の推進	
2. 業界広報の強化	
3. 需要喚起関連事業	
4. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施	
5. 日本音楽の海外展開の促進	
6. 日本音楽の海外市場規模（売上）の把握	
7. RIAJ セミナーの開催	
8. 音楽権利情報データベースの充実	
[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集	2
1. 市場調査、産業統計の充実	
2. 音楽に関する消費者実態調査の実施	
[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること	2
[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること	3
1. 音楽の違法利用を撲滅するための対策の強化	
2. 著作権教育・啓発活動の実施	
3. レコード演奏・伝達権の円滑な管理開始に向けた準備	
4. 生成 AI への対応	
[5] レコード等に関するデータの公表	3
[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配	4
[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配	4
1. 放送番組のネット配信等にかかる集中管理の取り組み	
2. 教育・文化・ブライダル分野等のレコード利用集中管理事業の推進	
[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配	4
[9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配	4
[10] 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者等に係る当該補償金の受領および分配	4

[11] その他 4～5

1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
2. 国内・国外の団体、機関との連携活動
3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営
4. 業界規格（RIS）の制定と改正
5. ISRC（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈
7. 会員各社の業務の集約化（シェアードサービス）
8. 会員社共益事業

以上

令和 8 年度事業計画書

当協会では、国内のレコード市場規模をより包括的に把握することを目的として、会員社の報告実績に非会員社分の推計値を加算した「音楽ソフト・音楽配信売上推計」について、令和7年分より公表を開始した。

令和7年の国内レコード市場規模の推計値は、音楽ソフトおよび音楽配信の売上推計合計で、前年比110%の3,988億円となった。このうち音楽配信売上が1,700億円（前年比107%）であり、特にストリーミングは1,580億円（前年比109%）と引き続き伸長し、音楽配信市場に占める割合は93%に達した。また、音楽ソフトの売上推計は、多くのミリオン作品が認定されたことを背景に、2,288億円（前年比112%）と堅調な伸びを示した。内訳は、オーディオレコードが1,781億円（前年比111%）、音楽ビデオが507億円（前年比116%）である。

また、日本政府はコンテンツを輸出基幹産業と位置付け、エンタメ・コンテンツ産業の輸出額を令和 15 年までに 20 兆円に拡大する目標を掲げるなど、海外展開力の強化に向けた政策を推進している。こうした中、音楽産業においても、一般社団法人カルチャー アンド エンタテインメント産業振興会（CEIPA）が主催する「MUSIC AWARDS JAPAN」を通じた世界への情報発信や、持続的成長を目指す「MUSIC WAY PROJECT」を推進するなどグローバル市場での存在感を高めるための基盤整備が進められている。

このような業界環境の変化を踏まえ、当協会では、担う役割として掲げる 3 つの柱（①業界の収益を「伸ばす」、②違法を「なくす」、③レコード産業からのメッセージを「伝える」）に関する事業に優先度を付けて取り組んできており、令和 8 年度においても、この基本方針のもと、各事業を推進する。

令和 8 年度の具体的な事業は以下の通りである。

〔事業活動〕

[1] レコード等の普及に関すること

1. 「音楽 CD の再販制度」の維持と弾力運用の推進

- （1）音楽文化発展の基盤である「音楽 CD の再販制度」を維持するべく、必要な諸施策を実施する。
- （2）時限再販等の弾力運用を推進するとともに、ユーザーへの還元施策であるインターネット廃盤セールについて、内容の見直しも含め、開催について検討する。

2. 業界広報の強化

- （1）音楽創造のサイクルやエルマークを中心に、リーチサイト・リーチアプリ規制に関する令和 2 年改正著作権法に関する特設サイト「あの音楽アプリは、もう違法。」等の周知啓発活動を引き続き行う。
- （2）会員社若手社員が就活生向けにレコード業界の魅力を発信する合同産業セミナーについて、改善を加えながら継続実施する。
- （3）産業統計としての精度向上に資するため、音楽ソフト・音楽配信売上推計、生産実績・正味出荷実績、配信売上統計等、各種統計データおよび認定データについて、環境や社会の変化に即した見直しと情報発信を行い、産業研究・分析、音楽ユーザーの適法利用促進に繋げる。

- (4) 音楽関係 5 団体が発起人となり設立した「一般社団法人カルチャー アンド エンタテインメント産業振興会 (CEIPA)」が実施するアワード「MUSIC AWARDS JAPAN」の第 2 回授賞式 (令和 8 年 6 月) 開催に向けて、運営に協力支援を行う。
- また、第 2 回の検証と第 3 回開催に向けての準備を進めるとともに、今後継続していくための組織・仕組み作りを CEIPA 構成団体と連携して取り組む。

3. 需要喚起関連事業

音楽の素晴らしさや楽しさを発信し、音楽リスナーの増加と音楽を聴くライフスタイルの普及を図る総合的な施策を検討する。

4. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

アーティストおよび作品の顕彰並びに売上実績の記録を目的として、継続実施する。

5. 日本音楽の海外展開の促進

(1) 「第 23 回東京国際ミュージック・マーケット (TIMM)」への協力を通じ、会員各社の海外展開を支援する。

(2) CEIPA 及び TOYOTA GROUP が共創した「MUSIC WAY PROJECT」を通じて、本質的な日本音楽のグローバル化と持続的な成長を目指すため、同プロジェクトが行う「人づくり」「場づくり」に協力する。

6. 日本音楽の海外市場規模 (売上) の把握

日本音楽の海外展開における基礎データとするべく、日本の音楽産業 (パッケージ、デジタル等) の海外売上を把握し、年次で継続的に集計する仕組みを検討する。

7. RIAJ セミナーの開催

会員各社へのタイムリーな情報提供を目的としたセミナーを定期的に開催する。

8. 音楽権利情報データベースの充実

一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会 (MINC) の構成団体として、音楽権利情報データベースの更なる充実とデータ提供の拡大に取り組み、もって著作物等の利用促進と権利処理の円滑化を図る。

[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集

1. 市場調査、産業統計の充実

パッケージ商品および音楽配信に関する各種産業統計データを、市場変化を踏まえた見直しを適宜図りつつ、的確な集計と迅速な公表を行う。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

ユーザー動向の経年変化を把握することを目的として、「音楽メディアユーザー実態調査」を継続実施する。実施にあたっては、令和 7 年度調査結果を踏まえ、設問内容および調査設計の見直しを行う。

[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること

録音エンジニアの技術向上と地位確立を目的とした「日本プロ音楽録音賞」の共催を継続実施する。

[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること

1. 音楽の違法利用を撲滅するための対策の強化

- (1) 違法対策の専任組織「CPPC（著作権保護・促進センター）」において動画配信サイトおよび SNS 等における違法音楽ファイルの投稿について、削除要請を継続して実施する。
- (2) 国外サイトに関しては、国際レコード産業連盟（IFPI）との連携により削除要請の対象を拡大するとともに、中国サイトについては、中国国家著作権局との連携や当協会北京代表処を通じたサイト運営事業者との協議実施等により効果的な対策を講ずる。
- (3) 国外にホスティングされているリーチサイトについて、リンク先サイバーロッカーへの削除要請と併せて、海外のサイト運営者の摘発に向けた対応を継続して実施する。
- (4) アグリゲーター（音楽配信仲介サービス）経由で行われる無許諾配信について、配信停止要請等の対応を継続して実施する。
- (5) 無許諾音楽アプリの撲滅に向け、アプリストアへの削除要請、広告事業者に対する違法音楽アプリで表示される広告の停止要請、アプリ開発者等に対する警告や法的措置の検討、違法ファイルへのリンク切除要請やファイル削除要請等、多角的な対策を継続して実施する。
- (6) 悪質な違法行為者の告訴等を継続して実施する。
- (7) ファイル共有ソフトの悪質利用者に対しては、発信者情報開示請求および同訴訟を活用した違法利用者の特定を行い、教育・広報啓発と損害賠償請求の両面対応を継続する。

2. 著作権教育・啓発活動の実施

- (1) 大学講座は、今年度から早稲田大学に提携講座を開講し、若年層のレコード産業・著作権制度に対する理解促進に努める。
- (2) 音楽が制作される過程を学び、上質な環境で音楽を楽しむ機会を提供するレコーディングスタジオ見学プログラムを引き続き実施するとともに、修学旅行生等の職場訪問受入れなど、若年層への著作権教育の機会を増大するための取り組みをオンライン対応も取り入れながら継続する。
- (3) その他、著作権教育の促進に資する活動を実施する。

3. レコード演奏・伝達権の円滑な管理開始に向けた準備

令和7年度の文化審議会著作権分科会にてレコード演奏・伝達権の創設が望ましいとの考え方が取り纏まったことを受け、創設後の円滑な管理開始に向けて、実演家団体と共に必要な準備を進めていく。

4. 生成 AI への対応

- (1) RIAJ が参画している音楽関係 9 団体による「AI に関する音楽団体協議会」において、AI に関する課題や利活用について情報共有や必要な検討・提言を行う。
- (2) 生成 AI に関する国内外の法的動向を注視し、レコード産業の立場から必要な検討・提言を行う。

[5] レコード等に関するデータの公表

レコード産業への理解促進と産業全体の更なるイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広報する。

- [6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配
- (1) 二次使用料を安定的に確保するために、放送・有線放送事業者との間で協議を実施し、使用料水準の維持確保に努める。
 - (2) 二次使用料の放送実績分配の精度向上のため、システム改修に取り組む。
- [7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配
1. 放送番組のネット配信等にかかる集中管理の取り組み
放送番組配信・ウェブキャスト（インターネット独自コンテンツの放送型配信）に係る送信可能化使用料の徴収および分配を円滑に進めるとともに、利用の拡大に取り組む。
 2. 教育・文化・ブライダル分野等のレコード利用集中管理事業の推進
 - (1) 教育・文化系催事に係る一任型集中管理事業の安定化に取り組む。
 - (2) ブライダル分野におけるレコード利用について、一層の円滑化と権利処理促進を図る。
また、適法利用に向けた利用者への啓発活動を推進するとともに、許諾を得ずにレコードを利用する事業者への対策を強化する。
- [8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配
- 貸レコード使用料等の円滑な徴収および分配に努める。
- [9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配
- 私的録音録画補償金管理協会（sarah）の構成団体として、私的録音録画補償金制度の円滑な運用を支援するとともに、適切な分配に努める。
- [10] 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者等に係る当該補償金の受領および分配
- 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の構成団体として、授業目的公衆送信補償金制度の円滑な運用を支援するとともに、適切な分配に努める。
- [11] その他
1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見を表明する。
 2. 国内・国外の団体、機関との連携活動
国内の音楽関係団体並びに IFPI およびアメリカレコード協会（RIAA）等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。

3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営

レコード制作者としての社会的倫理責任を果たすため、「レコード制作基準」に則り「レコード倫理審査会」を開催・運営する。

4. 業界規格（RIS）の制定と改正

CD等レコード商品の表示、付属品等に関する日本レコード協会規格（RIS）について必要な制定・改正を行う。

5. ISRC（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動

音源の識別に利用される ISRC（国際標準レコーディングコード）の国内登録代行機関として、普及・管理に関する活動やコードの申請受付・交付等を行う。

6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

福祉厚生・療養施設（児童福祉施設、老人ホーム等）の方々に音楽を楽しんで頂く事を目的として昭和38年から毎年実施しているレコード（CD）寄贈事業を継続実施する。

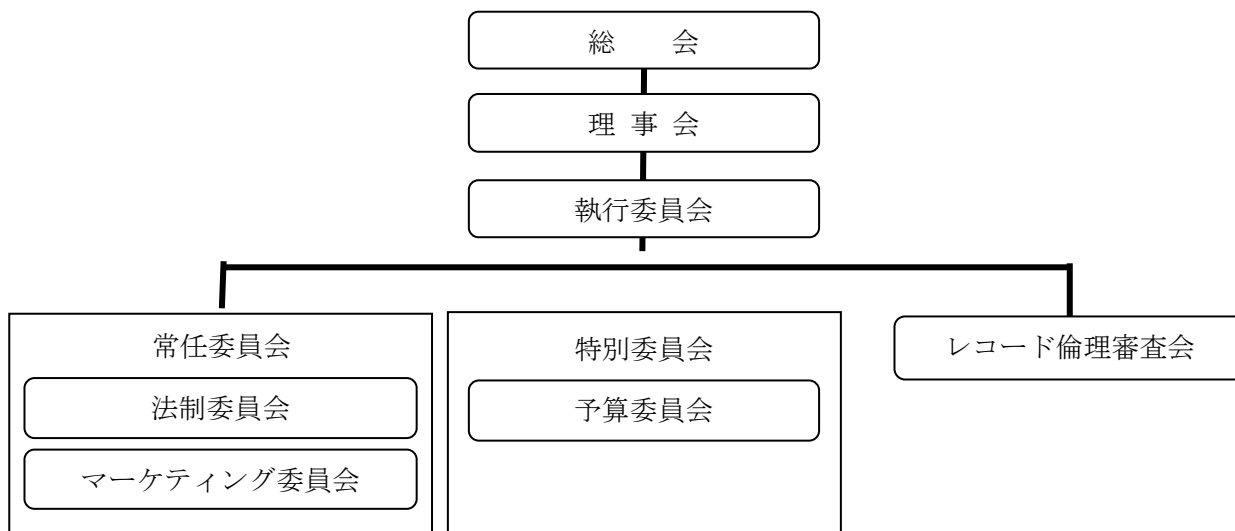
7. 会員各社の業務の集約化（シェアードサービス）

会員各社の業務の効率化と負担軽減を図るため、集約化が考えられる業務に関する会員社ニーズを引き続き把握しながら必要な施策を推進する。

8. 会員社共益事業

会員社のニーズに沿ったテーマを選定し、適宜 RIAJ セミナーを開催する。

〔運営体制〕



本年度も、関係官庁並びに関係団体の協力を得て業務を推進する。

以上